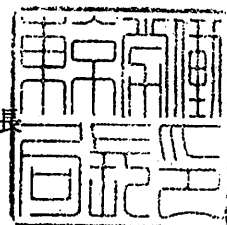


行政文書開示決定通知書

橋本 策也 様

東京労働局長



令和5年8月7日付け（同日受付）の行政文書の開示請求（開第5-243号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

2023年8月7日 午後2時開催の第435回東京地方最低賃金審議会の会議資料及び傍聴者の決定過程（申込者数：当選者への連絡確認結果＝連絡がつかなかった件数）当選者数、実際の傍聴者数

2 不開示とした部分とその理由

開示請求に係る行政文書である傍聴者の決定過程（申込者数）当選者数、実際の傍聴者数の一部については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、所属及び当該審議会を特定することにより、参加者が現認した行為の記述で特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法第5条第1号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないことから当該部分については不開示とした。

また、傍聴者の決定過程（当選者への連絡結果＝連絡がつかなかった件数）については、作成しておらず、行政文書を保有していないため、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなることにご注意ください。）。